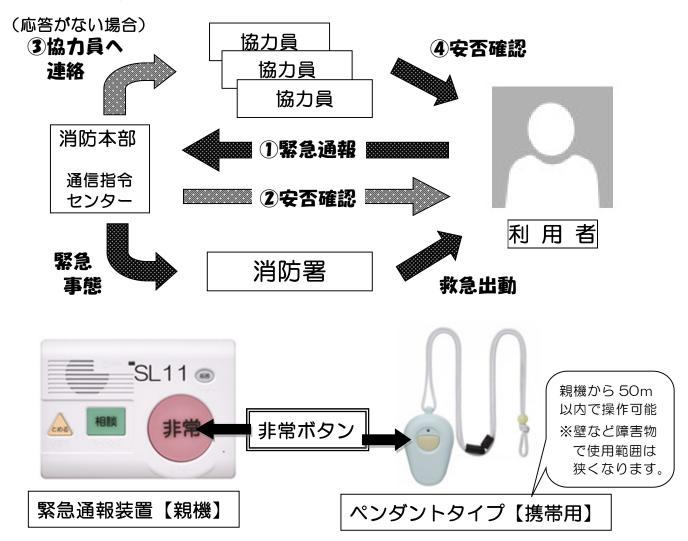
緊急通転装置のご案内

1【緊急通報装置のしくみ】



- (1) 緊急通報装置【親機・携帯用】の非常ボタンを押すと、消防本部(備北 消防通信指令センター)につながります。(そのまま会話ができます。) ※首かけタイプ【携帯用】は、通報のみで、会話はできません。
- (2) 消防本部から、利用者へ安否確認の呼びかけがあります。
- (3) 利用者は呼びかけに対して、健康状態の急変や火災の発生等の緊急事態 を伝え、消防本部は必要に応じて、救急車又は消防車を出動します。
- (4) 万一、利用者が消防本部の呼びかけに応じなった場合には、消防本部は 協力員に連絡し、利用者の安否確認を依頼します。
- (5)協力員は、消防本部の依頼に応じて、利用者の安否確認を行います。

2【給付の対象者】

次に該当する方で、2名以上(最低でも1名)の協力員が確保できる方

- おおむね65歳以上で、健康に不安があるひとり暮し高齢者等
- 身体障害者のみの世帯
- 上記のいずれかに準ずる世帯

3【給付の申請】

「緊急通報装置給付申請書」及び「緊急通報システム事業利用者調査票及び 緊急時屋内進入承諾書」に記入・押印し、提出してください。

※申請書には、申請者のほか、協力員及び担当民生委員の押印が必要です。

申請書は、地域の民生委員を通じて提出してください。

4【給付の決定】

申請書の内容を審査し、給付決定の場合には、後日、緊急通報装置の取付業者がご自宅に伺います。(取付工事の訪問日時は、事前に相談があります。)

5【費用負担】

緊急通報装置の給付に要する費用は、世帯の市民税の課税状況に応じて、 次のとおり定められています。 (令和2年4月以降)

| | | | | くいっとナーバッグサン | |
|-----------------------------------|----------|---|----------|-------------|---------|
| 利用者世帯の階層区分 | | | | 利用者 負担率 | 負担額 |
| 生活保護法による被保護世帯 | | | 0% | 0円 | |
| 市民税額が〇円及び均等割の額のみ課税の世帯 | | | 0% | 〇円 | |
| 世帯の市民税額 (均等割の額及び 所得割の額の合算額) | 1円 | ~ | 16,500円 | 20% | 12,400円 |
| | 16,501 円 | ~ | 40,500円 | 40% | 24,900円 |
| | 40,501 円 | ~ | 100,500円 | 60% | 37,400円 |
| | 100,501円 | ~ | 147,000円 | 80% | 49,900円 |
| | 147,001円 | ~ | | 100% | 62,400円 |

- ※ <u>設置後の経費(通話料、電池などの保守管理)は、利用者の負担と</u>なります。
- ※ 設置に際して、特別な工事を行う場合は、別途工事費が必要になる ことがあります。
- ※ <u>インターネットの接続環境がある場合は、事前にお知らせください。</u> (設置までに時間を要する場合や、接続工事が必要になる場合があります。)

■「緊急通報装置」についてのお問い合わせ先 ■

庄原市役所 生活福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係 【電話】0824-73-1165 【FAX】0824-75-0245

または、お近くの民生委員へご相談ください。